



富山県告示第120号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山大沢野線	富山市石金三丁目49番4から 富山市石金三丁目49番5まで	令和2年3月16日	富山土木センター

~~~~~  
 公 告  
 ~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月26日から令和2年1月30日まで

3 作業地域

富山県南砺市利賀村北豆谷地先

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

きとくと市場とやマルシェ 富山市明輪町75番1 ほか

**2 店舗を設置する者 富山ターミナルビル株式会社****3 変更事項****(1) 荷さばき施設の位置**

(変更前) 当該店舗北西側隔地1箇所

(変更後) 当該店舗北東側隔地1箇所

**(2) 廃棄物等の保管施設の位置**

(変更前) 1階北東側3箇所

(変更後) 1階北東側3箇所

**4 変更の日 令和2年11月6日****5 変更の理由**

3 変更事項 (1) 暫定利用していた荷さばき施設を最終形の位置に変更するため

(2) 廃棄物保管計画を見直すため

**6 届出の日 令和2年3月5日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 令和2年3月16日から令和2年7月16日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで

きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
南砺市吉江中1021番外9筆及び2033番1外5筆の各一部	同左	水路	南砺市苗島4880番地	南砺市
南砺市立野原西1197番、1198番2、1199番2及び1200番3	/	/	南砺市立野原西1197番地	トレボー株式会社
中新川郡立山町日中上野19番1外14筆	/	/	富山市呉羽町289番地25	株式会社 GEN 風景

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあつた年月日

令和2年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる倶楽部

3 代表者の氏名

北村 憲幸

4 主たる事務所の所在地

富山県滑川市上島 235番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、就労継続支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

